

令和3年度当初予算編成方針

第1 社会経済情勢と国の動向等

国の経済は内閣府の月例経済報告（11/25 公表）によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

また、施策については東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くとし、その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」等に基づき、感染症拡大への対応と経済活動の段階的な引上げ、防災・減災、国土強靱化の対応、「新たな日常」の実現、財政健全化の推進等に向けた様々な取組を掲げている。

地方行財政の課題については、安定的な税財政基盤の確保、地方の一般財源総額の確保、次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化を挙げており、次世代行政サービスの推進では、自治体の情報システムの標準化をはじめとする「自治体DX」の推進、財政マネジメントの強化では、公共施設の適正配置や老朽化対策の推進、財政状況の「見える化」、水道事業・下水道事業といった公営企業の経営改革を引き続き課題としており、村もこうした社会・経済情勢や国の動向、地方行財政の課題に的確に対応しつつ、更なる創意工夫と主体的・能動的な姿勢をもって、来年度の予算編成に臨む必要がある。

第2 村の財政状況及び財政見通し

村は、朝日村第6次総合計画の着実な推進、持続可能な財政運営を図るべく中長期的な財政計画に沿った取組を推進している。

令和元年度決算における財政の健全性を示す健全化判断指標は地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性が保たれている状況ではあるが実質公債費比率は5.3%で県内市町村平均を上回っている状況にある。基金残高は約22.1億円（内、財政調整基金14.3億円）、地方債残高は約17.9億円で、地方債残高については借入額が償還額を上回ったため微増している。また、住民生活に密着したサービスを提供している水道・下水道事業については、将来にわたり安定的なサービスを提供していくため令和元年度から地方公営企業法の財務規定を適用し経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくこととした。

令和2年度当初予算においては、村民の命を守る「防災対策」、安心した暮らしを支える「インフラ・公共施設の長寿命化対策」、魅力ある村づくり・将来世代を応援する「子育て対策」に重点的に取り組むとして、約33.4億円を計上し新庁舎建設以来の大型予算とした。その後、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国・地方ともに対応に追われ、本村においてもこれまでに7度の補正予算を編成し、国の定額給付金をはじめ地方創生臨時交付金を活用した村の独自の事業を実施するため、約7億円を追加し、9月補正後の予算額は約41.4億円に至っている。

今後の村の財政見通しについて、現在の取り巻く社会情勢や総務省が9月末に公表した「令和3年度地方財政収支の仮試算」等をふまえ、一定の条件のもとに歳入・歳出総額や基金残高

等の推移を今後 10 年間にわたって試算した財政推計（財政計画 2021）によると、令和 3 年度において歳入面では、新型コロナウイルス感染症に端を発した経済社会活動自粛・低迷による税収等に及ぼす影響や令和 2 年度国勢調査における人口減少による交付税算定への影響を踏まえ、村税及び地方譲与税・地方交付税については減収が見込まれる。また、地方債の発行について、国が地方へ配分する財源は巨額の財源不足に陥っており、財源不足を国と地方が折半して負担するとして臨時財政対策債の発行額は前年度倍増の 1.4 億円を見込むなど、より厳しい状況下にある。

歳出面では、人件費について令和 2 年度の会計年度任用職員制度や保育園・小学校・子育て支援センター等の子ども・子育て・教育分野などへの人的補強により増大した費用が引き続き同水準で推移すると見込んでいる。行政・教育分野におけるデジタル化に伴う新たな業務経費、空調設備等の公共施設環境整備による光熱費などの物件費も増加し、人件費＋物件費の総額は令和元年度決算比、約 1.7 億円（18.0%）増加している。このほか、公共施設の老朽化対策費の増加や医療、介護、子育てなどの少子・超高齢社会への対応により義務的・経常的経費は増加しており令和 3 年度の経常収支比率は 78.2%（令和元年度決算比 3.9%増）となり、財政構造の硬直化が懸念される場所である。また、公営企業会計について料金収入等の自己資金で賄えない財源不足を一般会計が負担する額が増大しており、これらの状況から一般会計予算は収支ギャップ（財源不足）が生じている。また、令和 4 年度以降について、新型コロナの収束の見通しが立たない中、感染拡大の対応策や「新たな日常」の実現、引き続きの防災・減災対策、公共施設やインフラ施設等の更新需要に多額の費用が見込まれるほか、公営企業において人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要は拡大しており、一般会計による公営企業会計への負担金の増加や村が加入している一部事務組合等が所有する施設等の更新需要による負担金の増加等も懸念される状況にある。

今後、村の存続、活性化に向け、より一層の人口確保対策や地方創生による地域・産業の活性化、交通対策など創意工夫による新しい取組の展開を進め、真の住民ニーズに添えていく必要がある。これらを実現するためには事業の選択と集中、より堅実な財政運営が求められる。

第 3 予算編成の基本方針

(1) 予算編成の基本姿勢

▼朝日村第 6 次総合計画に基づく政策の推進

朝日村第 6 次総合計画を着実に推進するため、総合計画の基本計画に沿って施策を推進し、重点目標の達成を十分意識しつつ、現在取り巻く情勢の変化を踏まえ、財源と人的資源を重点的に投下する。

《基本計画》

基本戦略 1 「魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります」

基本戦略 2 「一人一人が活躍できる村をつくります」

基本戦略 3 「安心して暮らし続けられる村をつくります」

基本戦略 4 「未来へつながる村をつくります」

▼健全な財政運営の堅持

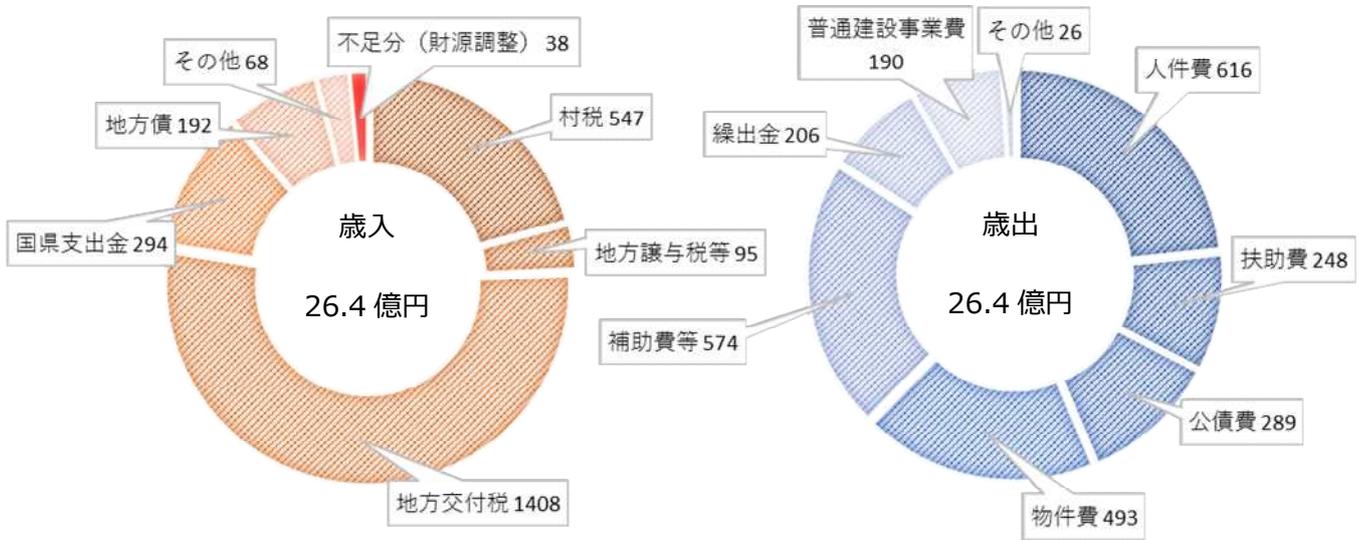
「財政計画 2021」を基軸としつつ、常に変化する社会情勢を的確に捉えた行政サービス所要額を計上するものとし、財源にあっては安易な財政調整基金等の取り崩しや新規債の発行に頼らない健全な財政運営を堅持する。

(2) 予算規模等の考え方

▼一般会計予算

堅実・安定的な財政運営を図るべく、財政計画 2021 で試算した所要見込額に基づき、予算編成段階で緊急性、必要性を十分に精査する。また、年度中の補正予算対応については法令・制度改正や災害等の緊急対策等、明確な事由により当初予算に見込めないものに限る。

※予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応



▼特別会計・事業会計予算

特別会計・事業会計は原則独立採算の考え方から、一般会計からの繰出金は公費負担すべき基準額の範囲内を原則とし、基準外の繰出しが必要な場合、内容を精査し必要最小限とし、早急な改善対策を講じること。

(3) 予算要求基準

▼基本的な考え方

財政計画2021の試算時点での歳出見通しに対し約3,800万円の財源不足が生じていることから、歳出抑制を図るため、試算内容を安易に要求するのではなく、住民サービス水準の維持・向上に配慮しつつ、事務事業の簡素化・効率化による経費削減の検討や、これまでの取組の成果検証をした上で、令和3年度に実施すべき事業を厳選して要求すること。また、新規事業や既存事業の拡大を行う場合には既存事業の廃止や類似事業の統合、転換などスクラップアンドビルドによる「選択と集中」を行うこと。

(経費区分表)

義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	所要見込額
一般行政経費 (義務的経費以外)	<p>前年度決算の状況をふまえ、前年度事業に要した一般財源の額を限度として要求すること。ただし、この基準は事業経費の不断の見直しを促すものであり、一律・機械的に予算削減を図るといった意図ではない。</p> <p>(イメージ図) 一律・機械的な経費削減→× 選択と集中による経費分配→○</p>
投資的経費	財政計画2021に計上した実施予定事業

2021 財 政 計 画

(R2.11月作成)

単位：百万円

(一般会計)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	計画									
村 税	547	546	548	538	525	512	500	488	476	465
地方交付税 (含臨時財政対策債)	1,552	1,529	1,535	1,535	1,510	1,422	1,403	1,398	1,389	1,383
地 方 債 (借 金)	48	91	81	77	64	13	53	43	14	30
基金繰入金(特目) (貯金の取り崩し)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	457	479	470	473	486	447	439	442	447	450
歳入合計 A	2,604	2,645	2,634	2,623	2,585	2,394	2,395	2,371	2,326	2,328
義務的経費	1,153	1,146	1,155	1,159	1,148	1,117	1,108	1,103	1,076	1,048
人 件 費	616	610	615	615	625	603	606	611	600	594
扶 助 費	248	249	255	256	258	260	261	263	264	266
公 債 費 (借入金返済金)	289	287	285	288	265	254	241	229	212	188
物 件 費	493	430	430	439	434	433	424	426	433	417
補助費等	574	561	535	519	489	511	484	478	492	502
投資的経費	190	272	249	425	338	197	234	311	225	92
繰 出 金	206	178	178	177	178	182	184	186	190	189
その他行政経費	26	27	25	26	26	25	26	24	26	26
歳出合計 B	2,642	2,614	2,572	2,745	2,613	2,465	2,460	2,528	2,442	2,274
差引収支 A-B	△ 38	31	62	△ 122	△ 28	△ 71	△ 65	△ 157	△ 116	54
実質公債費比率	4.9	7.0	6.6	6.4	5.2	4.3	3.6	3.7	3.6	3.2
経常収支比率	78.2	77.2	77.0	76.1	79.1	78.4	78.2	78.0	77.4	77.4

(試算の考え方)

1. 計画は前年度財政計画のローリング(時点修正)とし、計画作成時点で一定程度、具体的に見込まれる経費について積上げたもので、今後の懸念事項であって具体的な数値が見込めない項目は計画額に未反映。
2. 村税は新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んでいる。(R3年度:リーマンショック時同水準)
3. 地方交付税は新型コロナウイルス感染症の影響により交付税原資となる国税の減収や国調人口の減による交付税算定への影響をふまえ減少を見込むほか、臨時財政対策債の1.44億円/年を見込んでいる。
4. 地方債は現行制度で活用可能な事業のみ反映し、制度の継続が不透明な事業債の活用を未反映。
5. 投資的経費は策定済の公共施設個別施設計画、橋梁長寿命化計画、道路舗装繕計画等に基づいた長寿命化等事業のほか、継続事業である道路改良事業・圃場整備事業等を見込んでいる。

(差引収支(収支ギャップ)の解消について)

- ・差引収支額は前年度繰越金及び基金繰入金を「0」として推計した結果である。
- ・収支ギャップ(赤字)の要因として、公共施設等の更新需要(投資的経費)への財源不足が影響している。これは現行制度で活用できる地方債がR3年度までとされているため地方債借入を計画に見込んでいないためである。R4年度以降、現行制度が継続した場合、地方債による財源確保が可能となり収支ギャップは縮小する。なお、地方債の活用が出来ない場合、基金繰入金による財源確保や事業の見直しによる歳出抑制を図る必要がある。

(財政運営における指標について)

- ・実質公債費比率は国が示す警戒ラインを下回っており、健全性が保たれている状況である。経常収支比率は過年と比較し上昇傾向にある。なお、今後の公共施設長寿命化等事業による地方債の活用によっては実質公債費比率及び経常収支比率が現計画値より上昇する。